

本パンフレットをご一読いただき、
この機会にぜひ加入・保障の見直しをご検討ください！

2018年度 全国電商連福祉共済制度

(団体定期保険)

この保険は福利厚生制度の一環です。

団体定期保険の魅力

安心の24時間保障

業務内外を問わず保障されます。

契約は1年更新

さまざまな変化への対応が可能です。

掛金は損金算入可能

少ない負担で全員分の弔慰金・
死亡退職金が準備できます。

剰余金があれば配当金も!!

1年ごとに収支計算を行い、剰余金があれば配当金が支払われます

<最近3か年の配当金実績>

2014年度 負担保険料の約32%
2015年度 負担保険料の約25%
2016年度 負担保険料の約23%

※配当率は支払時期の前年度決算により決定しますので、
将来支払われる配当金額は現時点では確定しておりません。
また支払保険金の多寡などにより配当金は大きく変動します。

各種お申込手続きの締切日

加入・脱退・預金口座変更等・増口・減口等

保障開始日	住友生命東京本社締切日	掛金引去日
2018年10月1日(更新日)	2018年 8月31日	2018年10月27日
2019年 1月1日	2018年12月15日	2019年 1月27日
2019年 4月1日	2019年 3月15日	2019年 4月27日
2019年 7月1日	2019年 6月15日	2019年 7月27日

○締切日が土曜・日曜・祝日となる場合は前日に繰り上がります。

○加入・脱退等の手続きは速やかにお願いします。締切日を過ぎた加入・脱退手続きは次回の加入日・脱退日扱いとなります。

○掛金引去日が土曜・日曜・祝日となる場合は翌営業日となります。

○所定の用紙に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、各都道府県商組事務局へご提出ください。

○加入者が死亡された場合、高度障害状態になられて保険金が支払われた場合、または退職もしくは組合員企業(事業主)が組合を退会した場合など加入対象者ではなくなった場合は、この制度から脱退となりますので、所定の「脱退通知書」に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、ご提出ください。


全国電機商業組合連合会

〒113-0034 東京都文京区湯島3丁目6番1号 全国家電会館

TEL 03 (3831) 7837

手続きや加入に関する相談・照会・
苦情は右記にお問い合わせください

住友生命保険相互会社 団体保険コールセンター

 0120-307282

【受付時間】月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(祝日・12月31日～1月3日を除く)

本パンフレットについて

■お申込みにあたって、商品内容や生命保険に関する基本的な内容（諸制度や手続き等）をご理解いただくために、本パンフレットをお渡ししています。

● 契約概要（P 1～P 4）

個別の商品内容のうち、特に重要なことを記載しています。

- ・商品のしくみと特徴
- ・主なお支払理由と制限事項
- ・保険金額、掛金、保険期間 等

● 注意喚起情報（P 5～P 7）

生命保険一般についての基本的な内容や制度などのうち、お申込みにあたって特に注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

- ・告知義務制度
- ・保障の開始時期
- ・保険金などが支払われない場合 等

● 支払に関する補足説明（P 8～P 11）

保険金などをお支払いする際の事例や各保障内容の詳細を記載しています。

- ・保障内容の補足説明
- ・保険金などの支払の具体例 等

ご意向（ニーズ）確認のお願い

お申込みにあたっては、本パンフレットをご覧いただき、保障内容、掛金、保険金額、保険期間、配当金の有無などが自身のご意向（ニーズ）に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。



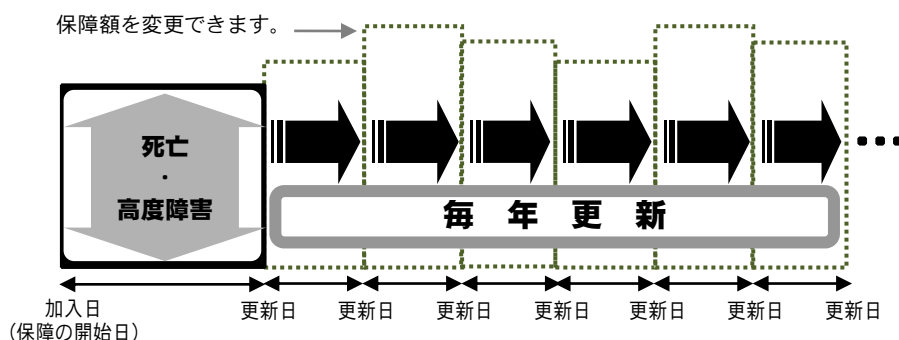
本パンフレットは次回更新日まで大切に保管してください。

契 約 概 要

① 団体定期保険のしくみ

- 役員・従業員などに死亡・高度障害等の保障をご準備いただくため、当連合会が契約者となり、福利厚生制度の一環として運営されます。福利厚生制度の変更などによって、契約内容が変更されたり、制度自体が継続できなくなる場合があります。
- 希望される組合員および組合員企業が加入でき、組合員企業の役員・従業員など加入対象者全員のお申込みをさせていただきます。
- 掛金は組合員および組合員企業にご負担いただきます。
- 保険期間は1年ですが、更新により一定年齢までご継続いただけます。一旦加入すれば、その後病気になられても、加入対象者である限り同額もしくはそれ以下の保険金額・給付金額で継続加入できます。

保障の更新イメージ



② 加入対象者

※年齢は2018年10月1日現在の表示

当連合会所属の組合員および組合員企業の従業員ならびに商組事務局職員で
満14歳6か月超70歳6か月以下（継続加入のときは満75歳6か月以下）の方



加入に際しての留意事項がありますので、必ずご確認ください。

詳細

P 4 契約概要「加入に際しての留意事項」

③ 加入日（保障開始日）と保険期間

加入日（保障開始日）	年4回 10月1日（更新日）、1月1日・4月1日・7月1日
保険期間	2018年10月1日 から 2019年9月30日 までの1年間 ※特段のお申出がない場合には、原則1年ごとに自動更新（継続）されます。 ※保険期間途中の加入者は、その中途加入日から2019年9月30日までが初年度の保険期間となります。

④ 支払われる保険金など（保障の内容）

以下の保障がセットとなります。

保険金・給付金	支払対象となる場合	名称
1 死亡保険金（注1）	加入者が保険期間中に、死亡されたとき	主契約
2 高度障害保険金（注1）	加入者が保険期間中に、加入日以後の 傷害または疾病によって、 所定の高度障害状態（※）になられたとき	
3 災害保険金（注2）	加入者が保険期間中に、特約の加入日以後に発生した 不慮の事故(※)による傷害を原因として、 その事故の日から180日以内に死亡されたとき、または所定の感染症(※)を直接の原因として死亡されたとき	団体定期保険 災害保障特約
4 障害給付金（注3）	加入者が保険期間中に、特約の加入日以後に発生した 不慮の事故による傷害を原因として、 その事故の日から180日以内に 障害等級第1級～第6級(※)のいずれかになられたとき	
5 入院給付金（注4）	加入者が保険期間中に、特約の加入日以後に発生した 不慮の事故による傷害により、 その事故の日から180日以内に5日以上 の入院(※)を開始されたとき	

（注1）死亡保険金、高度障害保険金はいずれか一方が支払われた時点でその加入者の保障が消滅します。

（注2）災害保険金は、同一の事故を原因としてすでに支払われた障害給付金があれば、その合計額を差し引いて支払われます。

（注3）障害給付金は何度でもその都度支払われますが、同一の不慮の事故または同一の保険期間において通算して災害保険金の10割をもって限度とします。

（注4）入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日（更新前の入院日数を含む）を限度とします。

（※）「高度障害状態」「不慮の事故」「感染症」「障害等級第1級～第6級」「入院」について

詳細 P8～P10 支払に関する補足説明

⑤ 同意確認

加入（増口）にあたり、加入対象者全員から、保障内容、保険金額、および当連合会が保険金などの受取人となることについて、同意確認（記名・捺印）をいただく必要があります。



保険金などが支払われない場合がありますので、必ずご確認ください。

詳細

P6 注意喚起情報「⑤保険金などが支払われない場合について」

⑥ 加入コースと掛金

～ 組合員企業単位で加入対象者全員のお申込みをさせていただきます ～

(1) 等の番号は、P2 契約概要「④支払われる保険金など(保障の内容)」に記載の保険金・給付金を示しています。

内容		保険金・給付金	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口
病気	死亡されたとき、または高度障害状態になられたとき	1 死亡保険金または 2 高度障害保険金	万円 100	万円 200	万円 300	万円 400	万円 500	万円 600	万円 700	万円 800
	死亡されたとき	1 死亡保険金 + 3 災害保険金	万円 200	万円 400	万円 600	万円 800	万円 1000	万円 1200	万円 1400	万円 1600
災害	高度障害状態になられたとき※	2 高度障害保険金	万円 100	万円 200	万円 300	万円 400	万円 500	万円 600	万円 700	万円 800
	障害状態(障害等級第1級～第6級)になられたとき	4 障害給付金	万円 100 ～10	万円 200 ～20	万円 300 ～30	万円 400 ～40	万円 500 ～50	万円 600 ～60	万円 700 ～70	万円 800 ～80
	入院されたとき	5 入院給付金 入院給付日額×入院日数	日額 円 1,500	日額 円 3,000	日額 円 4,500	日額 円 6,000	日額 円 7,500	日額 円 9,000	日額 円 10,500	日額 円 12,000

※災害で高度障害状態になられたときは、災害で障害等級第1級になられたときの給付金(4)もあわせて支払われます。

3 か 月 分 の 掛 金 (円)	年齢	性別	給付金(円)							
			1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口
15歳～35歳 S58.4.2～H16.4.1生	男性		944	1,888	2,832	3,776	4,720	5,664	6,608	7,552
	女性		799	1,598	2,397	3,196	3,995	4,794	5,593	6,392
36歳～40歳 S53.4.2～S58.4.1生	男性		1,021	2,042	3,063	4,084	5,105	6,126	7,147	8,168
	女性		921	1,842	2,763	3,684	4,605	5,526	6,447	7,368
41歳～45歳 S48.4.2～S53.4.1生	男性		1,149	2,298	3,447	4,596	5,745	6,894	8,043	9,192
	女性		989	1,978	2,967	3,956	4,945	5,934	6,923	7,912
46歳～50歳 S43.4.2～S48.4.1生	男性		1,360	2,720	4,080	5,440	6,800	8,160	9,520	10,880
	女性		1,143	2,286	3,429	4,572	5,715	6,858	8,001	9,144
51歳～55歳 S38.4.2～S43.4.1生	男性		1,677	3,354	5,031	6,708	8,385	10,062	11,739	13,416
	女性		1,328	2,656	3,984	5,312	6,640	7,968	9,296	10,624
56歳～60歳 S33.4.2～S38.4.1生	男性		2,129	4,258	6,387	8,516	10,645	12,774	14,903	17,032
	女性		1,518	3,036	4,554	6,072	7,590	9,108	10,626	12,144
61歳～65歳 S28.4.2～S33.4.1生	男性		2,907	5,814	8,721	11,628	14,535	17,442	20,349	23,256
	女性		1,812	3,624	5,436	7,248	9,060	10,872	12,684	14,496
66歳～70歳 S23.4.2～S28.4.1生	男性		3,991	7,982	11,973	15,964	19,955	23,946	27,937	31,928
	女性		2,227	4,454	6,681	8,908	11,135	13,362	15,589	17,816
71歳 S22.4.2～S23.4.1生	男性		5,019	10,038	15,057	20,076	25,095	30,114	35,133	40,152
	女性		2,753	5,506	8,259	11,012	13,765	16,518	19,271	22,024
72歳 S21.4.2～S22.4.1生	男性		5,482	10,964	16,446	21,928	27,410	32,892	38,374	43,856
	女性		2,997	5,994	8,991	11,988	14,985	17,982	20,979	23,976
73歳 S20.4.2～S21.4.1生	男性		6,020	12,040	18,060	24,080	30,100	36,120	42,140	48,160
	女性		3,282	6,564	9,846	13,128	16,410	19,692	22,974	26,256
74歳 S19.4.2～S20.4.1生	男性		6,643	13,286	19,929	26,572	33,215	39,858	46,501	53,144
	女性		3,597	7,194	10,791	14,388	17,985	21,582	25,179	28,776
75歳 S18.4.2～S19.4.1生	男性		7,380	14,760	22,140	29,520	36,900	44,280	51,660	59,040
	女性		3,938	7,876	11,814	15,752	19,690	23,628	27,566	31,504



■記載の掛金は概算掛金です。実際の掛金は、申込締切後に確定します。すでに掛金を払い込まれている場合は、確定掛金との差額を精算します。

■掛金は毎年更新日に見直されます。

■記載の年齢は、保険年齢を使用しています。保険年齢は、更新日(2018年10月1日)現在の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数について6か月を超えるものは切り上げて、6か月以下のものは切り捨てます。

■掛金は、組合員企業の負担となります。記載の掛金は加入者1人あたりの掛金であり、組合員企業が負担する掛金は加入者全員分を合計した金額となります。

■保険料と制度運営費を合算して掛金と記載しています。制度運営費は1口あたり80円です。

↑
上記太枠部分は、
継続して加入され
る場合の掛金です。
新規加入・増口は
できません。

⑦ 保険金などの受取人および請求手続き

■保険金等受取人は契約者(当連合会)となりますが、保険金・給付金は組合員企業(事業主)に支払います。

■死亡(災害)保険金の請求の際には、必ず労働基準法施行規則第42条・第43条に定める加入者の遺族の了知(署名・捺印)が必要です。また、高度障害保険金・給付金の請求の際には、必ず加入者の了知(署名・捺印)が必要です。
※労働基準法施行規則第42条・第43条に定める遺族とは、優先順位の高い順に、以下のとおりとなります。

(1) 配偶者 (2) 死亡当時、生計を一にしていた子、父母、孫、祖父母の順 等

■全国電機商業組合連合会事務局宛ご連絡ください。必要書類をご案内いたします。尚、請求手続は全国電機商業組合連合会で行いますので、必要書類は必ず全国電機商業組合連合会事務局宛ご提出ください。

⑧ 配当金

配当金は毎年団体ごとに保険期間（1年間）の収支計算を行い、剰余金が生じた場合に支払われます。

※将来支払われる配当金は変動し、0となる可能性もあります。

※保険期間途中で脱退された場合、その脱退事由にかかわらず配当金は支払われません。

⑨ 脱退による返戻金

この制度には、加入者が脱退された場合の返戻金はありません。

詳細

P 5 注意喚起情報「④この制度から脱退する場合について」

⑩ 引受保険会社

この制度の引受保険会社は住友生命保険相互会社です。

⑪ 掛金の払込み

■掛金の払込みは収納代行会社「株式会社シーエスエス」に委託して、ご指定の金融機関預金口座より3か月分をまとめて、自動振替いたします。

■振替日（土曜・日曜・祝日となる場合は翌営業日となります。）

10月27日（10～12月分掛金）

1月27日（1～3月分掛金）

4月27日（4～6月分掛金）

7月27日（7～9月分掛金）

※掛金の口座引落しが不能のときは翌月27日を振替日として再度自動振替のご案内をいたします。尚、2か月連続振替不能の場合はこの制度より脱退となり、保険効力は振替日の属する月の1日に遡って失われますので、ご注意ください。



加入に際しての留意事項

■加入対象者ではない方は加入できません。

■万一、加入者が加入対象者ではないことが判明したときには、保険金などの支払対象となる場合に該当されていても、保険金などは支払われません。

加入対象者について

P 1 契約概要「②加入対象者」

■満70歳6か月を超えて継続加入される方は、増口はできません。

また満60歳6か月を超える方の新規加入（増口）は5口までとなります。

税務について

■掛金の税務 <組合員企業(事業主)が掛金を負担した場合>

福利厚生費として全額損金（必要経費）に算入できます。

※ただし、個人事業主が本人および事業主と生計を一にする親族にかかる掛金を負担した場合は、掛金のうち主契約の保険料（配当金がある場合は配当金を差し引いた金額）が一般生命保険料控除の対象となり、所得税および住民税が軽減されます。

■保険金の税務 <受取人が組合員企業(事業主)の場合>

経理上いったん益金(個人事業主の場合は事業所得の収入金額)として計上し、死亡退職金・弔慰金として被保険者の遺族に支給したときその支給額を損金(必要経費)に算入します。組合員企業経由で相続人に支給された死亡退職金・弔慰金については、以下の金額まで相続税法上非課税です。超える部分は相続税が課せられます。

死亡退職金	法定相続人数×500万円
弔慰金	(業務上死亡)月収の3年分 (業務外死亡)月収の6か月分

■給付金の税務 <受取人が組合員企業(事業主)の場合>

いったん益金(個人事業主の場合は事業所得の収入金額)として計上し、社会通念上妥当な額を災害見舞金として被保険者に支給したとき、その支給額を損金(必要経費)に算入します。被保険者に支給された給付金は社会通念上妥当な金額については非課税です。

※記載の内容は、2018年3月現在の税制に基づいています。今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。

注意喚起情報

※増額を申し込む場合は、本文中の「加入」を「増額」と読み替えてください。

① 申込み時 クーリング・オフ制度（加入申込の撤回）について

クーリング・オフ制度の対象ではありません。クーリング・オフ制度は個人を契約者とする場合に対象となります。この商品は当連合会（法人）を契約者とする保険契約であるため、対象ではありません。

② 申込み時 告知に関する重要事項について

健康状態などについてありのままを正しくお知らせください（告知義務）

加入申込者には、現在および過去の健康状態などについて正しく告知していただく義務があります。加入申込書の「告知欄」に記入いただいたことが告知となります。

- ・生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って相互に保障しあう制度です。
- ・初めから健康状態の良くない方などが無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。
- ・加入のお申込みにあたっては、加入申込書の「告知事項欄」で生命保険会社がたずねることについて、過去の病歴、現在の健康状態など、事実をありのままに正しくお知らせ（告知）ください。

口頭で伝えられても告知いただいたことにはなりません

生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者など）および契約者である当連合会の職員などには告知を受ける権限がないため、口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことにはなりません。告知にあたっては、加入申込書の「告知事項欄」を必ずご確認ください、「告知欄」にご記入のうえご提出ください。

正しく告知されないと保険金などが支払われない場合があります

告知していただくことがらは、加入申込書の「告知事項欄」に記載されています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」として保険金などが支払われないことがあります。

※なお、上記の場合以外にも、加入時の状況などにより保険金などが支払われない場合があります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大なときは、詐欺による取消しを理由として保険金などが支払われないことがあります。

この場合

- ・告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなることがあります。
- ・すでにお払い込みいただいた保険料は返金されません。

③ 申込み時 責任開始期について

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社が加入を承諾した場合、あらかじめ定められた「加入日」から契約上の保障を開始（責任開始）します。引受保険会社の職員および契約者である当連合会の職員などには、保険への加入を承諾し、責任を開始させる権限はありません。

④ 加入後 この制度から脱退する場合について

- 加入者が死亡された場合、高度障害保険金が支払われた場合、または退職などで加入対象者ではなくなった場合は、この制度から脱退となります。
- この制度に2年以上継続加入されていた加入者が、所定の条件を満たし脱退する場合、脱退の日から1か月以内であれば、告知や診査などを省略して、住友生命が指定する個人保険に加入することができます。ただし、保険料や保障内容などはこの制度とは異なります。



⑤ 請求時 保険金などが支払われない場合について

次のような場合には、**保険金などが支払われないことがあります。**

(保険金などを途中で増額された場合は、増額部分にも適用されます。)

■ 加入日（保障開始日）前の傷害または疾病を原因とする場合

高度障害保険金等のお支払いは、所定の支払事由の原因となる傷害または疾病が加入日以後に生じた場合に限り、原因となる傷害または疾病が加入日より前に生じていた場合は、お支払いの対象となりません。



■ 契約者または加入者から告知していただいた内容が事実と相違し、保険契約の全部またはその加入者の部分が告知義務違反により解除となった場合

■ 契約者または加入者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなった場合、または、契約者または加入者に保険金などの不法取得目的があつて、保険契約の全部またはその加入者の部分が無効となった場合 ※これらの場合、すでにお払い込みいただいた保険料は返金されません。

■ 契約者、加入者または保険金(給付金)受取人が、保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部またはその加入者の部分が解除となった場合

■ 保険料の払込みがなく、保険契約が失効した場合

■ 保険金などの下記免責事由に該当した場合

死亡保険金 高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入日から1年以内における自殺による死亡。ただし、心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときには、支払われる場合があります。 ・ 契約者または保険金受取人の故意による死亡・高度障害 ・ 加入者の故意による高度障害 ・ 戦争その他の変乱による死亡・高度障害
その他の 保険金・給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者または契約者の故意または重大な過失によるとき ・ 保険金(給付金)受取人の故意または重大な過失によるとき ・ 加入者の犯罪行為によるとき ・ 加入者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ・ 加入者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ・ 加入者が法令に定める運転資格を持たないで（運転免許の効力停止中も含まれます）運転している間に生じた事故によるとき ・ 加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ・ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき

⑥ 請求時 保険金・給付金などをめれなく請求していただくために

- 加入者からの請求に応じて、保険金・給付金などが支払われますので、保険金・給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払われる可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、当連合会担当者または下記フリーダイヤルにお問い合わせください。
- 保険金・給付金などの支払事由が生じた場合、加入されている契約内容によっては、複数の保険金・給付金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、当連合会担当者または下記フリーダイヤルにお問い合わせください。

⑦ 諸制度 生命保険会社が経営破綻した場合などの取扱いについて

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、加入にあたって約束された**保険金額などが削減される場合があります。**
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額などが削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」にお問い合わせください。

<生命保険契約者保護機構>

- 電話番号：03-3286-2820
- 受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

⑧ 諸制度 生命保険協会の「生命保険相談所」について

- この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>）
- なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

⑨ 諸制度 契約に関する相談・照会・苦情窓口について

この制度（団体定期保険）の手続きや加入に関する相談・照会・苦情につきましては、下記にお問い合わせください。

住友生命保険相互会社
団体保険コールセンター

 **0120-307282**

【受付時間】

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
（祝日・12月31日～1月3日を除く）

お問合わせの際には下記証券番号・契約者名をお伝えください。

- 証券番号：521758106
- 契約者名：全国電機商業組合連合会

支払に関する補足説明

P2 契約概要「④支払われる保険金など（保障の内容）」に記載の「高度障害状態」「不慮の事故」「感染症」「入院」「障害等級第1級～第6級」について、以下のとおり補足説明します。

●高度障害状態【具体的事例】

1	完全な両眼の失明のほか、眼鏡やコンタクトレンズなどを用いても両眼の各視力が0.02以下の場合
2	・声帯すべてをでき出した場合や音声言語による意思疎通が不可能となった場合 ・あご・歯・舌の障害等のため流動食以外のものがまったく摂取できない状態となった場合
3	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、特別な器具等を用いても（杖歩行やスプーン等を用いての食事など）下記①～⑦すべてが自分ではできず、常に他人の介護を要する場合 ①食物摂取 ②排便・排尿 ③排便・排尿の後始末 ④衣服着脱 ⑤起居 ⑥歩行 ⑦入浴
4	両腕について、手首以上で切断したか、手の3大関節（肩関節・ひじ関節・手関節）がすべてまったく動かなくなった場合
5	両足について、足首以上で切断したか、足の3大関節（また関節・ひざ関節・足関節）がすべてまったく動かなくなった場合
6	片方の腕について手首以上で切断し、かつ、片方の足を足首以上で切断または片方の足の3大関節（また関節・ひざ関節・足関節）がすべてまったく動かなくなった場合
7	片方の手の3大関節（肩関節・ひじ関節・手関節）がすべてまったく動かなくなり、かつ、片方の足を足首以上で切断した場合

※高度障害状態とは「回復の見込みがない状態」であることが必要ですので、一時的に上記の状態に該当したとしても、**回復の見込みがある場合は、高度障害状態には該当しません。**

●不慮の事故【主な例】

- 自動車・鉄道・その他道路交通機関による事故
- 航空機・水上交通機関による事故
- 医薬品・ガス等による中毒
- 火災および火^{かえん}による事故
- 墜落
- 治療上の事故および治療処置後の合併症（治療の原因が疾病によるものを除く）

●入院【ご留意いただきたい点】

- 「入院」とは医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。単なる覚醒・休養等を目的として診療室等にあるベッドを利用しても入院とはなりません。
- 支払対象となる入院は、治療を直接の目的として「医療法」に定める日本国内にある病院または診療所およびこれらと同等とみなされる日本国外にある医療施設において入院された場合に限り、
- 支払対象となる入院は、特約の加入日以後に発生した「不慮の事故による傷害」を直接の原因とする場合に限り、

●感染症

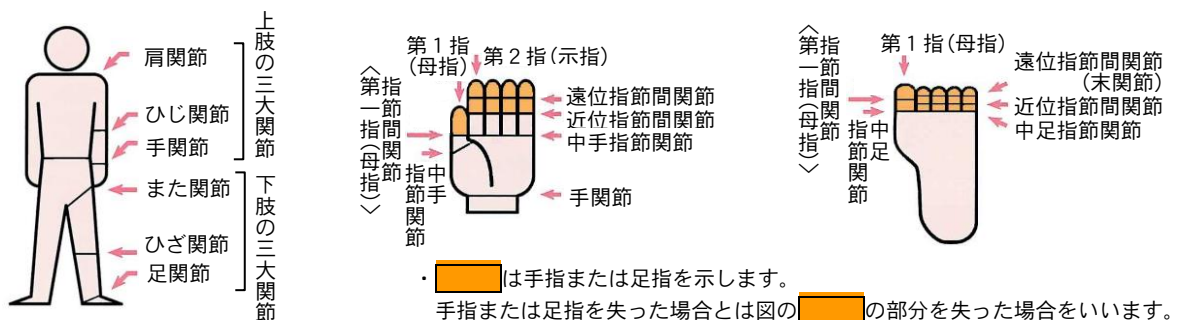
対象となる感染症は下記のもの（※）をいいます。

コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎（ポリオ）、ラッサ熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグウイルス病、エボラウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限り、）

※平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中のもの（分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」による）

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または運動障害を永久に残すもの	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	1.5割
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

【身体障害略図】



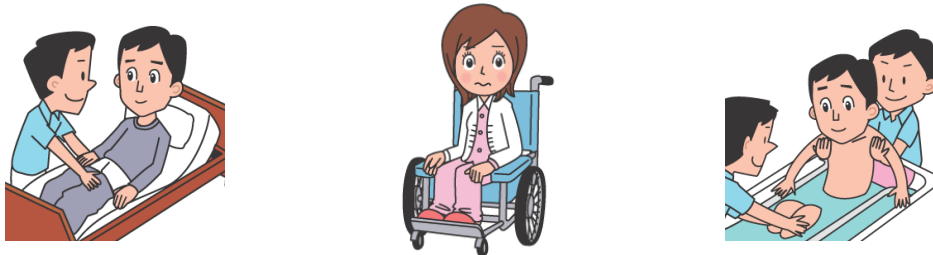
<身体障害状態の補足説明>

<p>1. 眼の障害 (視力障害)</p>	<p>(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。</p>
<p>2. 言語または そしゃくの障害</p>	<p>(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となりその回復の見込のない場合 ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合 ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。</p>
<p>3. 上・下肢の障害</p>	<p>(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。 (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。 (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。</p>

「高度障害状態」「不慮の事故」「感染症」「入院」「障害等級第1級～第6級」についての詳細は、下記の住友生命ホームページ『保険金等支払関係の主な約款規定（抜粋）』にも掲載していますので、ご参照ください。

保険金・給付金のご請求もれはございませんか？

複数の保険金・給付金をお受け取りいただける可能性がございます。
 ご請求に際してはご請求もれのないよう、保障内容を十分にご確認ください！



保障内容をお受取人の方にお伝えください！

詳細 P 2 契約概要「④支払われる保険金など（保障の内容）」

詳細は下記の住友生命ホームページ『団体保険における死亡保険金・入院給付金などの手続きとお支払いガイドブック』に掲載していますので、ご参照ください。

※お支払に関するお問合せは、P 7 注意喚起情報「⑨契約に関する相談・照会・苦情窓口について」に記載のフリーダイヤルにお問い合わせください。

住友生命ホームページ



<http://www.sumitomolife.co.jp/corporative/service/step.html>



事例
1

高度障害保険金の支払い【高度障害状態】

高度障害保険金は、高度障害状態になられた場合に支払われます。

支払われる場合

加入後に発病した「**脊髄小脳変性症**」によって全身の機能が低下し、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服の着脱・起居・歩行・入浴のすべてにおいて、**自力では全く不可能で、かつ回復の見込みがない**場合。

終身常に介護を要する状態に該当しますので、支払われます。



支払われない場合

「**脳梗塞**」の後遺症として半身の麻ひが生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも自力で不可能ではあるものの、**もう片方の半身は正常に動くため、食物の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える**場合。

終身常に介護を要する状態に該当しないため、支払われません。

事例
2

死亡保険金の支払い【告知義務違反による解除】

加入の際に、事実を告知しなかったり、事実と異なる告知をした場合、加入は告知義務違反のため解除となり、死亡保険金が支払われないことがあります。

詳細 P 5 注意喚起情報「②告知に関する重要事項について」

支払われない場合

加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で**正しく告知せず**に加入し、加入半年後に「慢性C型肝炎」を**原因とする「肝がん」**で死亡した場合。

告知義務違反のため**解除**となり、死亡保険金は支払われません。

支払われる場合

加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で**正しく告知せず**に加入したが、加入半年後に「慢性C型肝炎」とは**因果関係のない「胃がん」**で死亡した場合。

告知義務違反の対象となった事実と、死因との間に、**因果関係がない**ため、死亡保険金が支払われます。

解説

加入する際には、正確に告知していただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知した場合、該当の加入者について解除となり、死亡保険金は支払われません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に、因果関係が認められない場合には、死亡保険金が支払われます。

